

令和5年6月2日豪雨の対応について（第23報）

令和5年6月15日（木） 15時00分現在
危機管理監危機管理課
TEL 053-457-2537

1 気象状況

対象地域	種別	発表日時	解除日時
浜松市南部	大雨警報	6月2日(金) 6時39分	6月3日(土) 13時32分
	洪水警報	6月2日(金) 7時53分	6月3日(土) 9時10分
	土砂災害警戒情報	6月2日(金) 12時35分	6月3日(土) 13時25分
浜松市北部	大雨警報	6月2日(金) 7時41分	6月3日(土) 13時32分
	土砂災害警戒情報	6月2日(金) 12時35分	6月3日(土) 13時25分
	洪水警報	6月2日(金) 14時22分	6月3日(土) 5時02分

2 被害情報（6月15日(木) 15時00分時点）

(1) 人的被害

- ・39歳 男性 軽傷 西区協和町①
- ・35歳 男性 死亡 北区引佐町洪川②

(2) 物的被害

(建物被害)

- ・建物倒壊（全壊）（土砂崩れ）西区舘山寺町①
- ・建物倒壊（全壊）（土砂崩れ）西区舘山寺町②
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）北区引佐町洪川①
- ・建物倒壊（全壊）（土砂崩れ）北区引佐町洪川②
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）北区引佐町の場
- ・建物倒壊（全壊）（土砂崩れ）西区協和町①
- ・建物倒壊（全壊）（土砂崩れ）西区協和町②
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）天竜区佐久間町中部
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）北区細江町気賀中川
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）北区引佐町西黒田
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）北区三ヶ日町摩訶耶
- ・建物倒壊（一部破損）（土砂崩れ）天竜区龍山町戸倉
- ・床上浸水 34戸（東区3件、南区2件、北区16件、浜北区3件、天竜区10件）
- ・床下浸水 135戸（中区16件、東区19件、南区50件、北区16件、浜北区17件、天竜区17件）

孤立集落 無 ※徒歩での行き来が可能であり、必要な物資を渡すこともできることから第7報から孤立無と整理する。

(3) 地すべり被害

- ・天竜東栄線（西阿多古川）の天竜区長沢において、地すべりの可能性あり

3 避難情報（6月15日(木) 15時00分時点）

- ・現在、避難情報の発令はありません。

4 リ災証明 (6月15日(木) 12時00分時点)

- (1) リ災証明書の申請受付件数
 - ・ 78 件
- (2) リ災証明書の交付済件数
 - ・ 33 件

5 被災者への支援等について

- (1) 災害ごみの出し方
 - ・ 地域のごみ集積所へ出す場合、通常のごみ出しルールに従ってお出してください。
 - ・ 台風2号により発生した連絡ごみについては、連絡ごみ手数料を減免します。
- (2) リ災証明書発行について
 - ・ 6月5日(月)から、リ災証明書の申請については各区の社会福祉課で受付
- (3) 衛生対策・消毒方法
 - ・ 床上浸水した家屋に対し原則自治会又は町内会を通じて市から消毒を提供します。
- (4) 静岡県弁護士会からの情報
 - ・ 令和4年台風15号・令和5年台風2号「なんでも無料電話相談」
 - 電話番号：054-204-1999
 - 受付時間：平日10:00~16:00(12:00~13:00除く)
 - ・ 令和5年台風2号に関するQ&A集「静岡県弁護士会ニュース」発行
 - ※浜松市は、災害救助法の適用されておられませんので「静岡県内の磐田市以外の方」のチラシを参考にしてください。
 - ・ 令和5年台風第2号「専門家による生活なんでも相談」
 - ※主催を静岡県弁護士会から静岡県災害対策士業連絡会へ変更
 - 日時：6月15日~終期末定 平日木曜日 14:00~16:00
 - 場所：浜松市北区役所3階 社会福祉課前
 - ※曜日や時間帯、場所が変更となる場合があります。
 - ※予約不要・無料。どなたでもご相談いただけます。
 - ・ 各種詳細は、静岡県弁護士会公式HPでご確認ください。
<https://www.s-bengoshikai.com/>
- (5) ふるさと納税寄附金(災害支援寄附)受入
 - 受付期間
 - 令和5年6月5日(月)から令和5年12月31日(日)まで
 - ※終了時期は予告なく変更となる場合があります。
 - 受付方法
 - 下記の各ふるさと納税ポータルサイトより受付
 - ア ふるさとチョイス
 - イ さとふる
 - ウ 楽天ふるさと納税
 - エ セゾンのふるさと納税
 - オ ANAのふるさと納税
 - カ ふるなび
 - キ JALふるさと納税
 - ク auPAYふるさと納税
 - その他
 - 当該寄附に伴うお礼の品はございません。
 - 問い合わせ先
 - 観光・シティプロモーション課 電話：053-457-2802
- (6) 令和5年台風第2号に伴う6月豪雨による浜松市災害義援金受入について市HP記載事項は、次のとおり。

■受付期間

令和5年6月10日（土）から令和5年9月8日（金）まで
※各窓口での受付は令和5年6月12日（月）から開始）。

■受付方法

- ア 指定金融機関への振込
- イ 各区社会福祉課窓口
※義援金をご持参いただく場合

■その他

集められた義援金は、公平かつ適切な協議の下、被害状況に応じて、市内全域の被災された方々にお届けします。

■問い合わせ先

次世代育成課 電話：053-457-2795

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/katei/donation/20230610.html>

6 道路通行規制について（6月15日（木）10時00分時点）

- ・ 災害による通行止め 56箇所（国道1、主要4、県道10、市道41）
- ・ 災害による片側通行止め 20箇所（国道4、主要4、県道6、市道6）
- ・ 災害による大型車等通行止め 3箇所（県道1、市道2）